

様式 1

事業報告書

(自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 松栄会
 - ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 - ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 - 出資額限度法人 その他
 - ③ 基金制度採用 基金制度不採用

- (2) 事務所の所在地 〒857-0813 長崎県佐世保市小佐世保町 2 番 5 号

- (3) 設立認可年月日 平成 7 年 2 月 20 日
- (4) 設立登記年月日 平成 7 年 3 月 3 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所及び介護老人保健施設の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
介護老人 保健施設	医療法人 松栄会	長崎県佐世保市小佐世保町 2 番 5 号	入所定員 80 名
	介護老人保健施設 松寿園		入所定員 4 名 (短期入所生活介護)
			通所定員 20 名

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項
 - 令和 3 年 11 月 24 日 令和 3 年度決算の決定
 - 令和 4 年 9 月 28 日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

- (3) 当該会計年度内に許可された施設
 - なし

法人名 医療法人 松栄会
 所在地 長崎県佐世保市小佐世保町2番5号

※医療法人整理番号

貸借対照表
 自 令和 3年 10月 1日 至 令和 4年 9月 30日

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	135,790	I 流動負債	192,910
II 固定資産	251,993	II 固定負債	231,002
1 有形固定資産	251,019		
2 無形固定資産	290	負債合計	423,912
3 その他の資産	685		
		純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	53,494
		II 利益剰余金	-89,623
		純資産合計	-36,129
資産合計	387,784	負債・純資産合計	387,784

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 2

法人名 医療法人 松栄会
 所在地 長崎県佐世保市小佐世保町2番5号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4年 9月 30日現在)

1. 資 産 額 387,784 千円
 2. 負 債 額 423,912 千円
 3. 純 資 産 額 -36,129 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	135,790
B 固 定 資 産	251,993
C 資 産 合 計 (A+B)	387,784
D 負 債 合 計	423,912
E 純 資 産 (C-D)	-36,129

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 松栄会
 所在地 長崎県佐世保市小佐世保町2番5号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 松栄会
理事長 松崎 博之

私は、医療法人松栄会の令和3会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事長からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、診療所と介護老人保健施設において財産の状況を理事長から聴取し、事業報告を求めました。また、事業報告書の調査を行い、税理士法人井村アンドパートナーズに聴取し、会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 11 月 25 日

医療法人 松栄会

監事 清水 ゆかり